

委員会提出議案第 2 号

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第 6 項及び第 7 項並びに西東京市議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年12月17日

提出者 議会運営委員長 大 林 光 昭

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他」を「大規模な災害等の発生等又は」に改め、「又は災害等の発生等」を削り、同条第3項中「出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第16条ただし書中「第18条（委員長及び委員の除斥）」を「第18条」に改める。

第18条第2項を削る。

第21条第2項中「者は、」を「者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第22条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第3項中「で公聴会に出席する」を「により公聴会で意見を述べる」に改める。

第28条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第3項中「で委員会に出席する」を「により委員会で意見を述べる」に改め、同条第4項中「第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定、第25条第1項及び第3項、第28条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第2項を削る改正規定、第30条第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定並びに同項を同条第2項とし、同条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う標準市議会委員会条例の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うことを可能とするほか、規定を整備する必要がある。